令和７年度　いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

五島市立緑丘小学校

本方針でめざす児童生徒像

自ら学ぶ子　思いやりのある子　たくましい子
（主体性）　（自他の敬愛）　（自律・耐性）

いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 学校生活全体を通じ、「いじめは絶対にしない、許さない」という態度を育む。
- 悩みがあるときには、必ず家族や先生、友達に相談し、一人で悩みをかかえることがないようにする。
- いじめアンケートや児童の観察から、いじめの兆候を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。

保護者との連携

- 学級懇談会等を通じて、学校のいじめに対する基本方針や情報を適切に提供する。
- いじめが起きた場合、いじめを受けた児童と保護者に対する支援、いじめを行った児童や保護者に対する指導、助言を行う。

いじめ対策委員会

- いじめの防止等に関する基本方針に基づき、適切な措置を行うため、その中核となる組織として設置する。
- 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターで組織する。
- 必要に応じ、担任、スクールカウンセラー等が参加する。
- 関係機関との連携の窓口とする。

関係機関等との連携

- 犯罪行為として取り扱われるべきものであれば、警察と連携する。
- 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。

		学校（教職員・児童生徒）の取組	保護者・地域の取組
①いじめの未然防止について		・道徳教育を核にしながら、全教育活動を通じ生命の尊さ、インターネットの危険性や情報モラルについて指導する。 ・暴力をしない、絶対に許さないという態度を身に付ける。 ・一人一人が自分の居場所を感じることができるようにする。 ・子ども一人一人が達成感を味わえるような授業を日々実践する。 ・奉仕体験活動に積極的に取り組ませる。 ・いじめ重大事態の調査に関するガイドラインのチェックリストを用いて、平時からの備えの実施状況を点検する。	・人を傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ・「ＳＮＳノート・ながさき」等を活用し、携帯電話やインターネットを使う際のルールについて共通理解を図る。 ・地域行事や育英会活動を通して、地域の一員としての自覚や地域や仲間を大切にし、すみよい地域にしていこうとする態度を育てる。
②いじめの早期発見について		・児童の様子を観察し、小さな変化を見逃さずに話を聞き、必要に応じて教育相談を実施する。 ・毎月、いじめアンケートを実施し、個人面談等を行って、情報を収集する。 ・各学級で、相談窓口（SC 等）を周知する。	・家庭での会話の時間を増やし、悩みを相談できるような雰囲気を普段から作っておく。 ・服装の汚れや乱れ、持ち物に変化がないかなどを観察する。 ・登下校中の児童の様子を観察し、気になることがあったら学校へ連絡する。
③いじめに対する措置について	いじめられた側	・本人や学年全体からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ・児童の気持ちに共感し「いじめから全力で守ること」「安心して過ごせる環境をつくること」を約束する。	・我が子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	いじめた側	・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。	・我が子と向き合い、いじめとなった要因について共に考える。 ・学校や関係機関との連携を図りながら児童を更正させる。
	観衆（同調者）・傍観者（無関心者）	・同調したり、傍観したりすることはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ・言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さを理解させる。	・いじめに対する考え方を理解し、どんな場合でもいじめる側や観衆・傍観者になってはならないという気持ちを育てる。
④その他の取組		・教育週間において、学校の取組を保護者に報告する。 ・学校評価において、いじめ問題への取組について自己評価を行うとともに、その結果を学校支援会議に報告する。	